

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
近江八幡市	長田町	令和2年3月2日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	63.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	59.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考) ・農地中間管理機構の活用 ・基盤整備の実施	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・農作業の効率化、経営の低コスト化を図る。 ・農地を集約し、農作業の効率化を図る。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地利用は、1集落1農地を基本とし、中心経営体であるAが担っていく。 ・中心経営体への集積、集約を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2人	水稲、麦・大豆ほか	59.9 ha	水稲、麦・大豆ほか	60.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・法人に加入していない町内農業者の中心経営体への貸し付けを進める。
・農業の生産効率の向上及び農地の集積集約を図るため、農地の大区画化、当面、畦畔抜きによる基盤整備に取り組む。